

諮問庁：金融庁長官

諮問日：令和2年11月4日（令和2年（行情）諮問第580号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行情）答申第203号）

事件名：特定日に特定会社に立入検査を実施した検査結果通知等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書8（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月17日付け金検第25号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分（令和2年6月9日付け金総政第2908号（以下「変更決定」という。）による変更前のもの。）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（前略）

憲法21条「知る権利」、法一条の目的に基づき、法令等遵守の疑義に対して、特定会社Bと特定会社Aの立入検査に関する情報の全部開示を申し立てます。

（中略）

そもそも必要の無い情報は保有してはいけない。嘘の情報を保有していること自体が違法である。

検査・監督に関係なければ改竄する必要が無い。禁反言の法理・原則に違反している。

金融庁は、特定会社Bの立入検査の結果が含まれた公表をしていない。公表できないのは違法な検査を実施したからである。

金融庁は「透明」かつ「公正」な金融行政を掲げている。

金融庁は、開示請求に対して開示する情報を捏造・改竄して開示してい

る。

不開示理由は、すべて該当しない。金融庁の述べていることは嘘である。

記録の改竄が発覚・露呈しないように、情報を不開示にしている。不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改竄をしている。犯罪である。

情報の全部開示を行い、法令等遵守の疑義に対する立証するように申し立てる。

金融庁と特定会社 B と特定会社 A の法令等遵守の疑義に対する立証するように申し立てる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求人が、処分庁に対して行った平成 28 年 11 月 22 日付け行政文書開示請求（同月 29 日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法 9 条 1 項に基づき原処分をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが、処分庁は、聴聞の手続を経た上、令和 2 年 6 月 9 日付け金総政第 2908 号によって、本件開示請求に関し、改めて法 9 条 1 項に基づき一部不開示とする処分（原処分に一部不開示の理由を追加するもの。変更決定。）をした。

そこで、諮問庁は、審査請求人に対し、期限を定めた上で、本件審査請求に係る処分の不服の範囲が、①原処分の不開示部分に限るものであるのか、②原処分及び変更決定の不開示部分であるのか明らかにするよう求め、期限までに回答がない場合は上記①として扱う旨を通知したところ、審査請求人から回答がなかったため、本件審査請求に係る処分を上記①と解した上、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

- 2 本件審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書（本件対象文書）は、別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 8 のとおりである。

- 3 原処分の概要

- (1) 原処分について

原処分は、上記のとおり本件対象文書を特定し、その一部についてのみ開示する旨の決定を行った。

- (2) 原処分の不開示理由

ア 文書 1，文書 3，文書 6，文書 7（以下、これらを総称して「検査結果通知一式」という。）について

検査結果通知一式は、概ね、次の（ア）ないし（オ）の文書で構成されており、処分庁は、当該文書ごとに開示又は不開示の判断を行った。

- (ア) 決裁鑑，検査命令書

不開示とした部分には、検査官の印影又は氏名が記載されており、これは特定の個人を識別することができる情報であり、どの金融機

関をどの検査官が検査を行ったかについては公表する慣行がないため、法5条1号に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないものとして、不開示とした。

(イ) 検査結果通知案，検査報告書

a 不開示とした部分には，検査官の氏名が記載されており，これは特定の個人を識別できる情報であり，どの金融機関をどの検査官が検査を行ったかについては公表する慣行がないため，法5条1号に該当し，同号ただし書イないしハに該当しないものとして，不開示とした。

b 不開示とした部分には，検査の着眼点や検査の手法等，検査方法に係る情報が記載されており，これを公にすることにより，検査において違法又は不当な行為の発見を困難にして，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また，検査は被検査金融機関の協力を得て，その経営の健全性及び業務の適切性の実態把握を行うものであるが，不開示とした部分には，金融機関の経営内容等に係る情報及びその取引先に係る情報が記載されており，これを公にすることになれば，検査当局と金融機関との間の信頼関係を損ない，今後，検査において金融機関の協力が得難くなり，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号イに該当するものとして，不開示とした。

(ウ) 重要事項説明に係る承諾書，第三者開示に係る承諾書，意見申出に関する確認書，受領書

不開示とした部分には，被検査金融機関の代表者の印影が記録されている。当該印影は，認証的機能を有し，実社会において重要な役割を果たしており，これを公にした場合，偽造されること等により財産的損害等を及ぼし，被検査金融機関の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イに該当するものとして，不開示とした。

(エ) 検査報告書配付簿

a 不開示とした部分には，当局内部における検討又は協議に関する情報が記載されており，これを公にすることにより，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため，法5条5号に該当するものとして，不開示とした。

b 不開示とした部分には，上記に加え，検査に関与した検査官等を識別する情報も記載されており，これらの情報は，検査中の検査情報の取扱い等に関するものであるから，これらを公にするこ

とにより、検査妨害を招く危険性もあり、検査において正確な事実の把握を困難にするおそれや検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条1号（同号ただし書イないしハに該当しない）及び法5条6号イに該当するものとして、不開示とした。

（オ）事前徴求資料，審査参考資料

a 不開示とした部分には、被検査金融機関の非公開の経営・内部管理等に関する情報が記録されており、これを公にした場合、金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するものとして、不開示とした。

b 不開示とした部分には、検査の着眼点や検査の手法等、検査方法に係る情報が記載されており、これを公にすることにより、検査において違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、検査は被検査金融機関の協力を得て、その経営の健全性及び業務の適切性の実態把握を行うものであるが、不開示とした部分には、金融機関の経営内容等に係る情報及びその取引先に係る情報が記載されており、これを公にすることになれば、検査当局と金融機関との間の信頼関係を損ない、今後、検査において金融機関の協力が得難くなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号イに該当するものとして、不開示とした。

c 不開示とした部分には、最終的に決定された情報ではなく、検討過程での未成熟な情報が記載されており、これを公にすれば、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するとともに、検査決定に至る経過を公にすることは、検査回避のために悪用される危険があり、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書にも該当するものとして、不開示とした。

イ 文書2，文書4，文書5，文書8（以下、これらを総称して「検査計画決裁一式」という。）について

検査計画決裁一式は、概ね、次の（ア）ないし（ウ）の文書で構成されており、処分庁は、当該文書ごとに開示又は不開示の判断を行った。

（ア）決裁鑑

不開示とした部分には、検査官の印影が記載されており、これは

特定の個人を識別することができる情報であり，どの金融機関をどの検査官が検査を行ったかについては公表する慣行がないため，法5条1号に該当し，同号イないしハに該当しないものとして，不開示とした。

(イ) 検査実施計画案

不開示とした部分には，最終的に決定された情報ではなく，検討過程での未成熟な情報が記載されており，これを公にすれば，国民の誤解や憶測を招き，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから，法5条5号に該当するとともに，検査決定に至る経過を公にすることは，検査回避のために悪用される危険があり，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書に該当するものとして，不開示とした。

(ウ) 検査命令書案

不開示とした部分には，検査官の氏名が記載されており，これは特定の個人を識別することができる情報であり，どの金融機関をどの検査官が検査を行ったかについては公表する慣行がないため，法5条1号に該当し，同号イないしハに該当しないとして，不開示とした。

4 審査請求人の主張について

上記第2の2に記載のとおり。

5 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は，特定日を検査実施日として行われた特定会社B及び特定会社Aに対する立入検査に関連して作成・取得した文書の一部であり，検査結果通知一式（文書1，文書3，文書6，文書7）と検査計画決裁一式（文書2，文書4，文書5，文書8）に大別される。

検査結果通知一式は，検査結果の検討や取りまとめに際して作成・取得された文書一式であって，概ね，決裁鑑，検査命令書，検査結果通知案，検査報告書，重要事項説明に係る承諾書，第三者開示に係る承諾書，意見申出に関する確認書，受領書，検査報告書配付簿，事前徴求資料及び審査参考資料により構成されている。

検査計画決裁一式は，四半期ごとに策定する検査実施計画案の是非について検査当局における意思決定のために作成された文書一式であって，概ね，決裁鑑，検査実施計画案及び検査命令書案により構成されている。

以下，検査結果通知一式及び検査計画決裁一式を構成する文書ごとに不開示事由該当性を検討する。

(2) 不開示事由該当性について

ア 検査結果通知一式について（文書1，文書3，文書6，文書7）

(ア) 決裁鑑，検査命令書

不開示とした部分には，検査官の印影又は氏名が記載されているところ，これらは，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当する。そして，どの金融機関をどの検査官が検査したかについては，公表する慣行がなく，また，これを公にすると，当該検査官に対して不当な圧力が掛かるおそれがあり，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）における「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものといえ，法5条1号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当するというべき事情も存しない。

したがって，検査官の印影及び氏名は，法5条1号本文前段に該当する。

(イ) 検査結果通知案，検査報告書

検査結果通知とは，立入検査を通じて把握した事項や問題点等を検査当局内部で審査・分析・検証し，最終的に，金融庁検査局長名で検査結果として取りまとめられる文書で，立入検査終了後，検査部局の見解として，被検査金融機関に対し，交付されるものであり，検査結果通知案はその案である。

検査報告書とは，立入検査終了後に，主任検査官において，検査を通じて把握した事項や問題点等を検査当局内部で報告するために検査結果を取りまとめた文書であり，最終的な検査結果通知書の原案となるものであって，主任検査官の認識を表現した内容が不確定で検討過程にあるものである。

- a 不開示とした部分には，検査官の印影又は氏名が記載されているところ，これらは，上記（ア）と同様の理由により，法5条1号本文前段に該当し，同号ただし書イないしハに該当しない。
- b 不開示とした部分には，検査の規模，検査の項目，把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細かつ具体的に記載されているものと認められる。

そうすると，これらの情報を公にすると，今後，金融庁から検査を受ける可能性のある他の金融機関において，当該情報の分析等をし，金融庁の検査方針や検査方法を把握することにより，問題点等の発覚を不正に免れるための措置や対策を講じることが可能となるなど，検査に係る事務に関し，検査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるといえるから，法5条6号

イに該当する。この点，金融庁検査局長策定の「金融検査に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）においても，「検査関係情報及び検査結果通知書の内容について，検査部局の事前承諾なく，検査・監督部局又は被検査金融機関以外の第三者に開示してはならない」旨の記載がされている（基本指針Ⅱ・４・（４）１７ページ）（平成２９年度（行情）答申第６０号参照）。

（ウ）重要事項説明に係る承諾書，第三者開示に係る承諾書，意見申出に関する確認書，受領書

金融検査では，立入検査の開始前や終了時において，主任検査官から被検査金融機関に対して，検査関係情報の取扱いといった留意事項等の説明や検査結果通知書の交付を行い，説明内容を承諾した旨や検査結果通知書を受領した旨の書面を被検査金融機関から徴することとしているところ，標記の各文書は，本件対象文書の前提となった立入検査で被検査金融機関から提出を受けた承諾書面等である。

そして，各文書とも，被検査金融機関の代表者の印影が開示とされているところ，被検査金融機関の代表者の印影は，認証的機能を有し，実社会において重要な役割を果たしており，これを公にした場合，偽造される等により財産的損害等を及ぼし，被検査金融機関の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるから，法５条２号イに該当する。

（エ）検査報告書配付簿

検査当局においては，情報管理を徹底する観点から，検査報告書の配付先を必要最小限の範囲にとどめるとともに，配付先や配付年月日等を検査報告書配付簿に記録することとしている。

a 検査報告書配付簿には，検査報告書の配付を受けた職員の氏名及び役職名（立入検査を実施した検査官を含む。），検査報告書の配付時期並びに配付方法のほか，検査報告書を基に行われる協議の種別や議題を窺わせる項目が記載されているところ，これらは検査結果通知に至るまでの協議過程にかかる情報であるから，法５条５号の「審議，検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして，当該部分を公にすれば，各協議における関係者や協議過程が推認され，今後の金融検査において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるといえるから，前記不開示部分は，法５条５号に該当する。

b また，前記不開示部分を公にすれば，検査報告書が共有される人的な範囲とその時期が明らかとなり，個別の立入検査に關与す

る検査官等を特定することも可能となるところ，当該検査官等に対して不当な働き掛けや干渉を行うなどの検査妨害を招く危険性もある。

そうすると，前記不開示部分を公にすれば，検査当局による正確な事実の把握又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして，検査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから，法5条6号イにも該当する。

- c 検査官の氏名について法5条1号本文前段に該当し，同号ただし書イないしハに該当しないのは，上記（ア）と同様である。

（オ）事前徴求資料，審査参考資料

事前徴求資料とは，立入検査時に検査官が実態把握のために被検査金融機関に徴求した資料であり，検査当局が資料の様式を指示して記載を求めたものや被検査金融機関が保有している既存の資料等から成るものである。

審査参考資料とは，検査官が検査局幹部に報告した検査報告書について審査担当者が法律上の問題点等を審査する際の参考資料であり，各検査官がその担当事項について，検査報告書の記載内容を補充するものとして，当該指摘事項に関する事実関係等の説明及び検査報告書に記載されなかった軽微な問題等を記録したのものや，その分析・検討の裏付けとなった基礎資料等から成るものである。

- a 不開示とした部分には，検査の着眼点，把握した問題点及び検査当局の評価等とともに，検査を通じて把握した被検査金融機関の経営内容，経営管理態勢などの経営上の機密やノウハウ及び取引先に係る情報等，機微な情報が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているところ，これらの情報は，上記（イ）bと同様，法5条6号イに該当するとともに，同条2号イにも該当する。
- b また，不開示とした部分には，検査結果の審査方法，審査の着眼点，審査の過程等，検査結果の取りまとめに向けた検査当局内部の検討経過を窺い知ることができる記載があり，これらを公にすれば，今後の検査において問題点等の発覚を妨げる手段を与えることとなりかねず，検査結果の審査も含めた検査事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号柱書にも該当する。
- c さらに，不開示とした部分には，検査当局としての最終的な決定を経たものではない検討過程の情報が記載されており，これを公にすれば，指摘に至らなかった軽微な問題等まで，あたかも検査当局として決定した検査結果であるかのような誤解や憶測を招

き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

イ 検査計画決裁一式について（文書2，文書4，文書5，文書8）

（ア）決裁鑑

不開示とした部分には、検査官の印影が押印されているところ、これが法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないのは、上記ア（ア）と同様である。

（イ）検査実施計画案

a 不開示とした部分には、検査実施計画の具体的事項として、検査対象先、担当検査官（主任・副主任）、検査予告等の予定日及び前回検査実施日その他の注記事項が記載されているところ、これらは最終的に決定された情報ではなく、検討過程の情報が記載されており、これを公にすれば、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当する。

b また、前記不開示部分を公にすれば、金融機関に対して、検査対象先や検査実施時期を決定する際の傾向を分析する手がかりを与えることになりかねず、検査対象先となることを回避する対策を講じられるなど、金融庁における検査の企画・立案事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書にも該当する。

c なお、前記不開示部分には、立入検査の担当検査官の氏名が記載されているところ、これが法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないのは、上記ア（ア）と同様である。

6 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 令和3年6月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

（1）本件対象文書は、文書1ないし文書8であり、処分庁は、その一部を

法5条1号, 2号イ, 5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し, 審査請求人は, 不開示部分の開示を求める本件審査請求を行ったところ, その後, 処分庁は, 変更決定により原処分の一部を変更し, 不開示部分を追加した。

諮問庁は, 審査請求人に対し補正を求めた結果, 本件審査請求は, 不開示部分のうち変更決定による変更前のものの開示を求めるものであるとしている。

(2) 当審査会において, 諮問書に添付された本件審査請求に係る求補正時の関係資料を確認したところ, 諮問庁の上記第3の1の説明のとおりやり取りを行っていることが認められた。

(3) そうすると, 本件審査請求の範囲は, 本件対象文書において不開示とされた部分のうち, 変更決定による変更前の部分であり, 諮問庁は, 当該部分の一部の不開示理由に法5条1号を追加の上, 原処分を妥当としている。

ところで, 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 諮問庁は, 改めて検討した結果, 当該部分のうち, 別紙の2に掲げる部分については開示することとするが, 別表に掲げるその余の部分(以下「本件不開示維持部分」という。)についてはなお不開示とすべきと説明する。

したがって, 以下, 本件対象文書の見分結果を踏まえ, 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 文書3について

ア 当審査会において文書3を見分したところ, 文書3は, 令和元年度(行情)答申第290号(以下「先例答申」という。)における文書1の一部と同一であり, 諮問庁が不開示とすべきとしている部分も先例答申で不開示とすべきとされた部分と同一である。

本件諮問に伴い, 当審査会において文書3に係る本件不開示維持部分の不開示情報該当性について改めて審議したところ, 先例答申における判断を変更すべき事情の変化も認められないことから, これと同一の判断に至った。その判断の理由は先例答申と同旨であり, 下記イないしカのとおりである。

イ 別表の番号10に掲げる部分について

当該部分には, 検査官等の氏名及び印影が記載されていることが認められる。

検査官等の氏名については, 法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別できるものに該当する。

そして、どの金融機関をどの検査当局職員が検査したかについては、これを公にすると、当該職員に対して不当な圧力が掛かるおそれがあり、申合せにおける「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと認められるから、法5条1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情もない。

さらに、当該氏名は、個人識別部分であるから、法6条2項の部分開示の余地もないため、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、検査官等の印影については、個人名が識別されることから、上記の検査官等の氏名と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表の番号11に掲げる部分について

当該部分については、検査の規模、検査の項目、把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細かつ具体的に記載されているものと認められる。

そうすると、これらの情報を公にすると、今後、金融庁から検査を受ける可能性のある他の金融機関において、当該情報の分析等をし、金融庁の検査方針や検査方法を把握することにより、問題点等の発覚を不正に免れるための措置や対策を講じることが可能となるなど、検査に係る事務に関し、検査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条6号イに該当するため、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 別表の番号12に掲げる部分について

当該部分には、特定会社A及び特定会社Bの代表者の印影が記載されていると認められる。

これらの印影は、提出された文書が真正なものであることを証するものであって、それにふさわしい認証的機能を有するものと認められるから、これらを公にすることにより偽造等に悪用され、特定会社A及び特定会社Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

オ 別表の番号13に掲げる部分について

事前徴求資料は、立入検査時に検査官が実態把握のために被検査金

融機関に徴求した資料であり，検査当局が資料の様式を指示して記載を求めたものや被検査金融機関が保有している既存の資料等から成るものである。

これらの文書は，被検査金融機関の経営内容，経営管理態勢などの経営上の機密やノウハウ及び取引先に係る情報等，機微な情報が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているものである。

罰則の担保を伴う検査であっても，円滑な検査を行うためには被検査金融機関の協力を得ることが必要であるところ，これらの文書を公にすると，検査当局と金融機関との信頼関係を損ない，今後，検査において金融機関の協力が得難くなり，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，これらの文書については，法5条6号イに該当し，同条2号イ，5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

カ 別表の番号14に掲げる部分について

審査参考資料は，各検査官がその担当事項について，検査報告書の記載内容を補充するものとして，当該指摘事項に関する事実関係等の説明及び検査報告書に記載されなかった軽微な問題等を記録したものや，その分析・検討の裏付けとなった基礎資料等から成るものである。

これらの文書には，検査の着眼点，把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているものと認められ，上記ウと同様の理由により，法5条6号イに該当し，同条2号イ，5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 文書1，文書6及び文書7について

ア 別表の番号1，19及び26に掲げる部分について

当該部分には，検査官等の氏名及び印影が記載されていることが認められ，上記(1)イと同様の理由により，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 別表の番号2，20及び27に掲げる部分について

当該部分については，検査の規模，検査の項目，把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細かつ具体的に記載されているものと認められ，上記(1)ウと同様の理由により，法5条6号イに該当し，同条1号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 別表の番号 3, 21 及び 28 に掲げる部分について

当該部分には、特定会社 A 及び特定会社 B の代表者の印影が記載されていると認められ、上記（1）エと同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 別表の番号 4, 22 及び 29 に掲げる部分について

当該部分には、検査官の氏名が記載されていることが認められ、上記（1）イと同様の理由により、法 5 条 1 号に該当し、同条 5 号及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 別表の番号 5, 23 及び 30 に掲げる部分について

当該部分には、検査報告書の配付を受けた職員の氏名及び役職名（立入検査を実施した検査官を含む。）、検査報告書の配付時期並びに配付方法のほか、検査報告書を基に行われる協議の種別や議題をうかがわせる項目等が記載されていると認められる。

これらは検査結果通知に至るまでの協議過程に係る情報であって、当該部分を公にすれば、各協議における関係者や協議過程が推認され、今後の金融検査において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の上記第 3 の 5（2）ア（エ）a の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法 5 条 5 号に該当し、同条 1 号及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 別表の番号 6, 24 及び 31 に掲げる部分について

当該文書は、事前徴求資料であり、被検査金融機関の経営内容、経営管理態勢などの経営上の機密やノウハウ及び取引先に係る情報等、機微な情報が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているものと認められ、上記（1）オと同様の理由により、法 5 条 6 号イに該当し、同条 2 号イ、5 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 別表の番号 7, 25 及び 32 に掲げる部分について

当該文書は、審査参考資料であり、検査の着眼点、把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているものと認められ、上記（1）カと同様の理由により、法 5 条 6 号イに該当し、同条 2 号イ、5 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書 2, 文書 4, 文書 5 及び文書 8 について

ア 別表の番号 8, 15, 17, 33 及び 34 に掲げる部分について

当該部分には、検査官等の氏名が記載されていることが認められ、上記（1）イと同様の理由により、法 5 条 1 号に該当し、番号 8,

15, 17及び34については同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別表の番号9, 16, 18及び35に掲げる部分について

当該部分には、検査実施計画の具体的事項として、検査対象先、検査予告等の予定日及び前回検査実施日その他の注記事項が記載されていることが認められるが、原処分においては、特定会社A及び特定会社Bに係る検査対象先の名称及び前回検査実施日が開示されている。このことにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求が特定会社A及び特定会社Bを名指しして行われたものであるから、これらの情報を開示したものと考えられる旨説明する。

しかしながら、情報公開制度における開示決定等は文書単位で行うものであるから、諮問庁の上記説明は首肯し難く、特定会社A及び特定会社B以外に検査対象となった法人に係る同様の情報（別紙の3に掲げる部分）を公にしても、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとも、金融庁における検査の企画・立案事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

他方、当該部分のうち別紙の3に掲げる部分を除く部分を公にすると、今後、金融庁から検査を受ける可能性のある他の金融機関において、検査対象先や検査実施時期を決定する際の傾向を分析し、検査対象先となることを回避する対策を講じることが可能になるなど、金融庁における検査の企画・立案事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の5（2）イ（イ）bの説明は否定し難い。

したがって、当該部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、5号並

びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定会社Bに対する平成25年12月17日を検査実施日とする検査結果通知一式

- ① 決裁鑑
- ② 検査結果通知案（特定会社A宛）
- ④ 検査報告書
- ⑤ 検査命令書
- ⑥ 重要事項説明に係る承諾書
- ⑦ 第三者開示に係る承諾書
- ⑧ 検査報告書配付簿
- ⑨ 受領書
- ⑩ 事前徴求資料
- ⑪ 審査参考資料

文書2 検査計画の変更について（平成25検査事務年度第2四半期）

- ② 検査実施計画案

文書3 特定会社A・特定会社Bに対する平成26年3月17日を検査実施日とする検査結果通知一式

- ① 決裁鑑
- ② 検査結果通知案（特定会社A宛）
- ④ 検査命令書
- ⑤ 重要事項説明に係る承諾書
- ⑥ 第三者開示に係る承諾書
- ⑦ 受領書
- ⑧ 事前徴求資料
- ⑨ 審査参考資料

文書4 金融機関等の検査計画について（平成25検査事務年度第1四半期）

- ② 検査実施計画案

文書5 S I F I s等の検査計画について（平成25検査事務年度第3四半期）

- ② 検査実施計画案

文書6 特定会社Bに対する平成28年2月5日を検査実施日とする検査結果通知一式

- ① 決裁鑑
- ② 検査結果通知案（特定会社B宛）
- ⑤ 検査報告書
- ⑥ 検査命令書
- ⑦ 重要事項説明に係る承諾書
- ⑧ 第三者開示に係る承諾書
- ⑨ 意見申出に関する確認書
- ⑩ 検査報告書配付簿
- ⑪ 受領書
- ⑫ 事前徴求資料
- ⑬ 審査参考資料

文書7 特定会社Aに対する平成28年2月5日を検査実施日とする検査結果通知一式

- ① 決裁鑑
- ② 検査結果通知案（特定会社A宛）
- ④ 検査報告書
- ⑤ 検査命令書
- ⑥ 重要事項説明に係る承諾書
- ⑦ 意見申出に関する確認書
- ⑧ 検査報告書配付簿
- ⑨ 受領書
- ⑩ 事前徴求資料
- ⑪ 審査参考資料

文書8 その他主要行及び独立行政法人の検査計画（平成27検査事務年度第3四半期）

- ① 決裁鑑
- ② 検査実施計画案

2 諮問庁が新たに開示するとする部分

文書6⑩及び文書7⑧のうち「配付番号」欄

3 開示すべき部分

文書2②，文書4②，文書5②及び文書8②の「検査対象」欄の検査対象となった法人名及び「前回検査実施日」欄

別表（本件不開示維持部分）

文書	分類	番号	不開示部分	不開示条項（法5条）
1	① 決裁鑑 ⑤ 検査命令書	1	① 検査官の印影 ⑤ 特別検査官名	1号
	② 検査結果通知案（特定会社A宛） ④ 検査報告書	2	② 鑑及び1頁の開示箇所を除く部分 ④ 鑑の開示箇所を除く部分	1号及び6号イ
	⑥ 重要事項説明に係る承諾書 ⑦ 第三者開示に係る承諾書 ⑨ 受領書	3	法人代表者の印影	2号イ
	⑧ 検査報告書配付簿	4	担当検査官名	1号，5号及び6号イ
		5	金融機関等名，表中2行目の不開示部分，「配付先」欄，「氏名」欄，「配付日」欄及び「備考」欄	1号，5号及び6号イ
	⑩ 事前徴求資料	6	全て	2号イ，5号並びに6号柱書き及びイ
	⑪ 審査参考資料	7	全て	2号イ，5号並びに6号柱書き及びイ
2	② 検査実施計画案	8	「主任」及び「サブ」の各欄	1号，5号及び6号柱書き
		9	「検査対象」欄，「予告等予定日」欄，「前回検査実施日」欄及び	5号及び6号柱書き

			欄外の記載	
3	① 決裁鑑 ④ 検査命令書	1 0	① 主任検査官の印影 ④ 特別検査官名	1 号
	② 検査結果通知案（特定会社 A 宛）	1 1	② 鑑及び 1 頁の開示箇所を除く部分	1 号及び 6 号イ
	⑤ 重要事項説明に係る承諾書 ⑥ 第三者開示に係る承諾書 ⑦ 受領書	1 2	法人代表者の印影	2 号イ
	⑧ 事前徴求資料	1 3	全て	2 号イ， 5 号並びに 6 号柱書き及びイ
	⑨ 審査参考資料	1 4	全て	2 号イ， 5 号並びに 6 号柱書き及びイ
4	② 検査実施計画案	1 5	「主任」及び「サブ」の各欄	1 号， 5 号及び 6 号柱書き
		1 6	「検査対象」欄，「予告等予定日」欄，「前回検査実施日」欄	5 号及び 6 号柱書き
5	② 検査実施計画案	1 7	「主任」欄	1 号， 5 号及び 6 号柱書き
		1 8	「検査対象」欄，「予告等予定日」欄，「前回検査実施日」欄	5 号及び 6 号柱書き
6	① 決裁鑑 ⑥ 検査命令書	1 9	① 検査官の印影 ⑥ 特別検査官名	1 号
	② 検査結果通知案（特定会社 B 宛）	2 0	② 鑑及び 1 頁の開示箇所を	1 号及び 6 号イ

	宛) ⑤検査報告書		除く部分 ⑤鑑の開示箇所を除く部分	
	⑦重要事項説明に係る承諾書 ⑧第三者開示に係る承諾書 ⑨意見申出に関する確認書 ⑩受領書	2 1	法人代表者の印影	2号イ
	⑩検査報告書配付簿	2 2	検査官氏名	1号, 5号及び6号イ
		2 3	表中2行目の不開示部分, 「配付先」欄, 「氏名」欄, 「配付日」欄及び「備考」欄	1号, 5号及び6号イ
	⑫事前徴求資料	2 4	全て	2号イ, 5号並びに6号柱書き及びイ
	⑬審査参考資料	2 5	全て	2号イ, 5号並びに6号柱書き及びイ
7	①決裁鑑 ⑤検査命令書	2 6	①検査官の印影 ⑤特別検査官名	1号
	②検査結果通知案(特定会社A宛) ④検査報告書	2 7	②鑑及び1頁の開示箇所を除く部分 ④鑑の開示箇所を除く部分	1号及び6号イ
	⑥重要事項説明に係る承諾書 ⑦意見申出に関する確認書 ⑨受領書	2 8	法人代表者の印影	2号イ
	⑧検査報告書配	2 9	検査官氏名	1号, 5号及び6号イ

	付簿	3 0	表中 2 行目の 不開示部分， 「配付先」 欄，「氏名」 欄，「配付 日」欄及び 「備考」欄	1 号， 5 号及び 6 号イ
	⑩事前徴求資料	3 1	全て	2 号イ， 5 号並びに 6 号柱 書き及びイ
	⑪審査参考資料	3 2	全て	2 号イ， 5 号並びに 6 号柱 書き及びイ
8	①決裁鑑	3 3	検査官の印影	1 号
	②検査実施計画 案	3 4	「主任」及び 「サブ」の各 欄	1 号， 5 号及び 6 号柱書き
		3 5	「検査対象」 欄，「予告等 予定日」欄， 「前回検査実 施日」欄及び 欄外の記載	5 号及び 6 号柱書き